

GoodRun! アンバサダー活動に関する合意書

合同会社doghub（以下「当社」といいます）と、当社が認定するGoodRun!アンバサダー（以下「アンバサダー」といいます）は、GoodRun!アンバサダー活動（以下「本活動」といいます）に関し、以下のとおり合意します。

第1条（目的）

本合意書は、当社が運営するドッグラン検索サービス「GoodRun!」（以下「本サービス」といいます）における口コミ情報の充実およびサービスの認知向上を目的として、アンバサダーが行う本活動の内容、対価、および双方の権利義務を定めるものです。

第2条（定義）

本合意書における用語の定義は、以下のとおりとします。

1. 「本サービス」とは、当社が運営するドッグラン検索サービス「GoodRun!」（ウェブサイトおよびアプリケーションを含む）をいいます。
2. 「対象施設」とは、本サービスに掲載されているドッグラン施設をいいます。
3. 「愛犬」とは、アンバサダーが飼育し、本活動に同伴する犬をいいます。
4. 「指定素材」とは、当社がアンバサダーに提供する画像、紹介文章、ハッシュタグその他の素材をいいます。
5. 「本口コミ」とは、第3条第1項第2号に定める本サービス上の口コミをいいます。
6. 「活動投稿」とは、第3条第1項第3号に定めるInstagramフィード投稿をいいます。

第3条（本活動の内容）

1. アンバサダーは、本合意書の有効期間中、毎月以下の活動を行うものとします。
 - (1) 対象施設を月1回以上利用すること
 - (2) 利用した対象施設について、本サービス上に口コミを月1回以上投稿すること
 - (3) 本口コミを、アンバサダー自身のInstagramアカウントにおいて、フィード投稿により月1回以上発信すること。当該投稿においては、以下の全てを行うものとします。
 - ① 当社が提供する指定素材の画像を投稿に含めること
 - ② 当社が指定する紹介文章をキャプションに記載すること
 - ③ 当社の公式アカウント（@goodrun_jp）を画像にタグ付けすること
 - ④ 当社が指定するハッシュタグを付すこと
2. アンバサダーは、本活動にあたり、愛犬の健康状態および性格に配慮し、無理のない範囲で活動を行うものとします。当社は、アンバサダーに対し、愛犬に負担を生じさせる態様での活動を求めません。
3. 本口コミおよび活動投稿の内容は、アンバサダー自身の実際の体験に基づくものとし、当社はその評価内容について指示を行いません。ただし、第6条に定める表示義務および第8条第1項に定める禁止事項に反する場合を除きます。

第4条（活動期間）

1. 本合意書の有効期間は、2026年10月1日から2027年9月30日までの12か月間とします。
2. 本合意は、前項の有効期間の満了により終了します。期間満了後も本活動を継続する場合は、当社およびアンバサダーが別途合意するものとします。

第5条（対価および支払）

1. 当社は、本活動の対価として、アンバサダーが対象施設の利用に要した費用（施設利用料に限る）を、1か月あたり金3,000円（税込）を上限として支払うものとします。
2. 前項の支払を受けるため、アンバサダーは、当該月の活動に係る領収書またはレシートを、当社が指定する方法により提出するものとします。
3. 支払は、毎月末日を締切とし、翌月末日までに、アンバサダーが指定する金融機関口座への振込により行います。振込手数料は当社の負担とします。
4. 第1項の上限額に満たない月については、実際に要した費用の額を支払うものとします。未使用分の翌月以降への繰越は行いません。
5. 交通費、駐車料金、飲食費その他施設利用料以外の費用は、本条の対象に含まれません。
6. 第3条第1項各号に定める活動が当該月に完了しなかった場合、当社は当該月の支払を行わないことができます。

第6条（表示義務）

1. アンバサダーは、本口コミおよび活動投稿において、当社から経済上の利益の提供を受けて投稿を行っている旨が一般消費者に明瞭に判別できるよう、当社が指定する方法により表示を行うものとします。
2. 活動投稿における前項の表示は、キャプションの冒頭部分に記載するなど、閲覧者が容易に認識できる位置および態様で行うものとします。
3. アンバサダーは、当社の指示の有無にかかわらず、事実と異なる内容または自らの実際の体験に基づかない内容を投稿してはなりません。

第7条（コンテンツの利用許諾）

1. アンバサダーが本活動において投稿した写真、動画、文章その他のコンテンツ（以下「投稿コンテンツ」といいます）の著作権は、アンバサダーに帰属します。
2. アンバサダーは、当社に対し、本合意の有効期間の経過後を含めて期間の制限なく、かつ地域の限定なく、投稿コンテンツを本サービスの広報、宣伝、広告その他の目的で無償で利用（複製、公衆送信、改変、翻案および二次的著作物の利用を含む）することを許諾します。
3. 前項の利用にあたり、当社はアンバサダーの氏名またはアカウント名を表示する場合があります。
4. アンバサダーは、投稿コンテンツについて、当社および当社の指定する第三者に対し、著作権人格権を行使しないものとします。
5. アンバサダーは、投稿コンテンツについて、第三者の著作権、肖像権その他の権利を侵害していないことを保証します。

第8条（禁止事項および他サービスとの関係）

1. アンバサダーは、本活動に関し、以下の行為を行ってはなりません。
 - (1) 事実に反する内容、または実際の体験に基づかない内容を投稿すること
 - (2) 対象施設の運営者、他の利用者その他の第三者を誹謗中傷する内容を投稿すること
 - (3) 対象施設の利用規約または現地のルールに違反すること
 - (4) 当社または本サービスの信用を毀損する行為
 - (5) 本合意書に基づく地位または権利義務を第三者に譲渡すること
 - (6) 本活動を通じて知り得た当社の非公開情報を第三者に開示すること
 - (7) 法令または公序良俗に反する行為
2. アンバサダーは、他のドッグラン検索サービスまたはこれに類するサービスとの間で、同種のアンバサダー契約その他の広告出演契約を締結する場合、事前に当社に通知するものとします。

第9条（愛犬の安全および免責）

1. 本活動中における愛犬の健康管理および安全確保は、アンバサダーの責任において行うものとします。
2. 本活動中に生じた愛犬の負傷、疾病、または愛犬が第三者に与えた損害について、当社は責任を負いません。ただし、当社の故意または重過失による場合を除きます。
3. アンバサダーは、本活動にあたり、愛犬が必要な予防接種を受けていることを保証します。

第10条（連絡方法）

1. 本合意書に基づく当社とアンバサダーの間の連絡は、Instagramのダイレクトメッセージその他当社が指定する電磁的方法により行うものとします。
2. アンバサダーは、前項の連絡手段に加え、当社に対し電子メールアドレスを届け出るものとします。届け出た内容に変更が生じた場合は、速やかに当社に通知するものとします。
3. アンバサダーは、Instagramアカウントを変更または削除する場合、事前に当社に通知するものとします。

第11条（秘密保持）

アンバサダーは、本活動を通じて知り得た当社の営業上・技術上の情報であって、当社が秘密である旨を明示したものを、当社の事前の承諾なく第三者に開示または漏洩してはなりません。

第12条（個人情報の取扱い）

1. 当社は、本活動に関しアンバサダーから取得した個人情報を、当社のプライバシーポリシーに従い適切に取り扱います。
2. 当社は、対価の支払に必要な範囲で、アンバサダーの氏名および金融機関口座情報を取得・利用します。

第13条（解除および認定の取消し）

1. 当社は、アンバサダーが以下のいずれかに該当する場合、催告なく本合意を解除し、アンバサダーの認定を取り消すことができます。
 - (1) 第8条第1項の禁止事項に違反した場合
 - (2) 第3条に定める活動を、正当な理由なく連続して3か月にわたり履行しなかった場合
 - (3) 本合意書のその他の条項に違反し、当社の是正の求めから14日以内に是正されない場合
 - (4) 第16条第2項に定める反社会的勢力に該当することが判明した場合
2. アンバサダーは、当社に対し1か月前に通知することにより、本合意を解約することができます。
3. 本合意が終了した場合、アンバサダーは「GoodRun!アンバサダー」の名称および当社が提供した指定素材の使用を直ちに中止するものとします。ただし、既に投稿済みのコンテンツの削除を要しません。

第14条（損害賠償）

アンバサダーが本合意書に違反し、当社に損害を与えた場合、アンバサダーは当社に対しその損害を賠償するものとします。

第15条（本合意書の変更）

当社は、本活動の運営上必要と判断した場合、アンバサダーに対する事前の通知により、本合意書の内容を変更することができます。アンバサダーが変更後の内容に同意しない場合、第13条第2項に基づき本合意を解約することができます。

第16条（表明保証および反社会的勢力の排除）

1. アンバサダーは、本合意の締結時点において満18歳以上であることを表明し、保証します。
2. 当社およびアンバサダーは、自らが暴力団、暴力団員その他これらに準ずる反社会的勢力に該当しないこと、および将来にわたっても該当しないことを表明し、保証します。

第17条（準拠法および管轄）

1. 本合意書は日本法に準拠します。
2. 本合意書に関して紛争が生じた場合、水戸地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第18条（存続条項）

本合意が終了した場合においても、第7条、第11条、第12条、第14条、第17条および本条の規定は、なお効力を有するものとします。

第19条（協議）

本合意書に定めのない事項、または本合意書の解釈に疑義が生じた事項については、当社およびアンバサダーが誠実に協議のうえ解決するものとします。

合同会社doghub
〒305-0031 つくば市吾妻2丁目5番地1 スタートアップパークつくば1F
代表古川清流